

次世代育成のための子育てに対する経済的支援策についての基盤的研究

—社会保障制度と所得税を統合したポリシーミックス—

渡邊 崇子
(専修大学大学院)

1. はじめに

わが国の少子化対策としては厚生労働省より 1994 年のエンゼルプラン、1999 年の新エンゼルプラン、2000 年の少子対策推進基本法などが展開されてきている。しかし、子育て支援の施策については、制度が議論されることが多く、さまざまな支援施策のあり方や財源を含めた総合的な検討はあまり行われてこなかった。また、子育てを取り巻く環境としては、子育ての政策自体を取り上げることが多く、子育て家庭の経済的状況を考えた子どもを養育する世帯の収入やその状況をみることはあまりなかった。

しかし、子育て世帯への調査などの結果を見ると子どもの教育費などがかかるという理由から子どもを生むことを断念せざる終えない家庭もある。こうした点から考えると今後子育て支援を推進するためには、子育て家庭における経済的支援は非常に重要であるといえる。

2003 年には次世代育成支援施策の在り方に関する研究会により『社会連帯による次世代育成支援に向けて』という報告が出され、保育所等の子育てのサービスだけでなく、子育て家庭に対する経済的支援策の総合的な取り組みがおこなわれはじめようとしている。

従って今後、次世代育成を社会全体で行い、サービスと経済的支援を両方を総合的な支援策として構築することが重要である。

2. 研究目的

本研究では、前回の第 56 回の学会報告で行った子育てに関わる経済的支援である児童手当と総合的に扱うことが考えられている所得税を統合的に子育ての経済的支援策としてとらえる。そして、次世代育成支援に対する経済的支援が税制と社会保障制度においてどのように行われているかを世帯別に分析し、他国と概観しながら、日本の子育て支援施策の問題点と今後の課題を検討・分析する。分析は都村(1997)をもとに OECD データを用いて税制による子育て家族に対する経済的軽減の所得に対する軽減割合を求め、社会保障制度等の主要国の子育ての経済的軽減策の特徴を分析・検討し、日本の今後の支援策を検討する。

3. 研究方法

財務省、厚生労働省の研究会で作成している報告書及び OECD(Organisation for Economic Co-operation and Development) データから分析検討する。

4. 結果及び考察

(1) 税制における子育て支援の方法

日本の税制では所得税を中心に人的控除が行われており、子育て支援においては扶養控除がそれに該当する。所得税における子育て支援策は次の 2 つの方法がある。(主要国については表 1 を参照)

- ① 所得控除—家族構成員の個々の生活上の事情を納税者の担税力の減殺要因とみなして行われる人的控除のひとつである。
- ② 税額控除—税額控除は課税所得から一定の税率を掛け算出された税金から税額をさしひくことである。※上記とは別に社会保障制度—社会保障制度として手当を給付する子育て支援の方法もある。

表 1 主要国の課税単位と子育て支援における税負担軽減

	課税単位	税制における子育て支援の方法	社会保障制度
スウェーデン	個人単位	なし	手当
イギリス	個人単位	低所得者に税額控除あり	手当
アメリカ	個人単位又は夫婦単位	所得控除、低所得者に税額控除あり	手当
日本	個人単位	所得控除	所得制限ありの手当
フランス	N 分 N 乗課税(世帯単位)	なし	手当
ドイツ	世帯単位、個人単位の選択	税額控除	なし

(出所)OECD (2002)『Taxing Wages 1999-2000』, pp.114-355.

より作成

(2) 税制における主要国の世帯別による優遇措置

税制における子育て支援による経済的軽減の所得に対する割合（所得控除及び税額控除による総所得に対する割合）を子どもの有・無（2人・0人）の格差によりその割合を OECD データを用いて求めると次のようになった。（図 1 参照）なお、比較の世帯タイプは単親・共働き・共稼ぎ・片働き世帯の 4 つである。

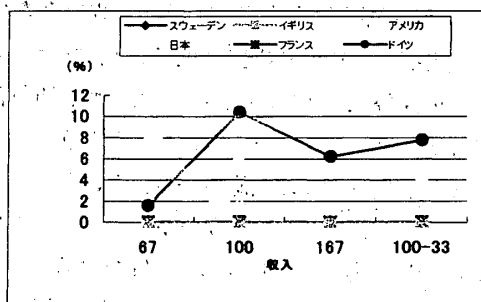


図 1 所得控除及び税額控除による総所得に対する割合

- ・アメリカは、低所得者に対して、優遇度が高い。
- ・日本は税制による経済的軽減策が低くあまりない。
- ・イギリスは低所得者のみに税額控除があるが、その程度は低く、フランスは税制による子育てによる経済的軽減はない。
- ・ドイツは、片働き、共働き、共稼ぎ世帯に優遇措置が多く見られるが、単親世帯にはあまり多くみられない。

(3) 主要国の子どもの有無による可処分所得に対する

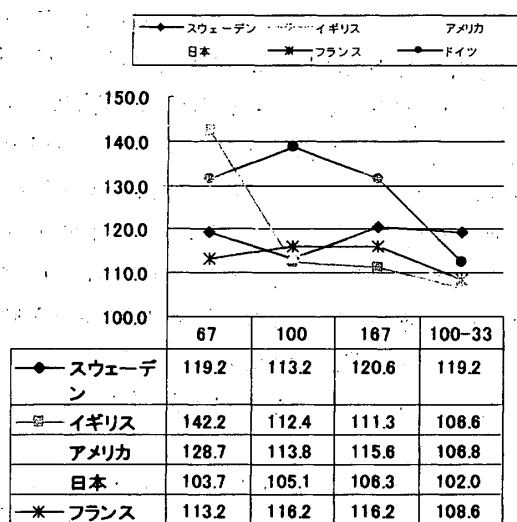


図 2 可処分所得に対する世帯別経済的軽減策の割合

- ・スウェーデンは所得控除、税額控除がないため、どの世帯に対してもあまり格差がみられないが、共稼ぎが若干優遇されており、その次に単親、共働き世帯、

次に片働き世帯となっている。

- ・イギリスは、子どもの有無に対する税制制度があまりないが低所得者に対する税額控除があるため、単親世帯に対する経済的軽減が大きい。
- ・アメリカは、低所得者向け、特に単親世帯に対する優遇措置が大きい。
- ・日本は、他の 5 カ国中、経済的軽減が最も少ない。扶養控除制度のため 4 つの世帯の中で一番高い所得の共稼ぎ世帯が若干有利である。
- ・フランスは、課税単位が N 分 N 乗のため、多子家庭に有利な税制となっている。可処分所得の格差はあまりない。
- ・ドイツは、税額控除のため、他の 5 カ国の中で一番経済的軽減が大きい影響を受けている。特に片稼ぎ世帯に対して大きい軽減を行っている。

5. まとめ

日本の経済的子育て支援策は、税制の所得控除と所得制限のある児童手当でおこなわれている。税制は、高所得者に有利なシステムとなっており、さらに児童手当は所得制限があり、全ての子育て家庭に対して行われているものではない。今回の分析により、税制における総所得に対する経済的軽減の割合が他国に比べて非常に低い。さらに児童手当精度や、その他の社会保障料等を差し引いた可処分所得に対する経済的軽減の割合は、他国に比べてさらに低いものであるといえる。

前回の発表でも述べたように児童手当の発達が遅れている理由として、児童手当の成立時には税制における所得控除という類似の既存制度があったためでもあるといわれている。しかし、所得税の所得控除と社会保障制度の児童手当制度も含めた、わが国の経済的軽減の水準は他国に比べて非常に低いといえる。これは、日本の子育ての経済的支援が遅れており、「子育ては家庭で行う」という風習の影響を受けているともいえる。

今後の日本の子育て支援における経済的支援策は、税制の所得控除と社会保障制度の児童手当を統合して検討し、子育てを行っている全ての家庭に経済的支援策を行い、子育てを社会で担う方向に進めていく必要がある。

参考文献

- ・OECD(2002)『Taxing Wages』
- ・次世代育成支援施策の在り方に関する研究会(2003)『社会連帯による次世代育成支援に向けて』
- ・都村敦子(1997)「家族政策と家族給付」『日本社会事業大学社会事業研究所年報』第 32 号